

### 第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

#### (事業環境整備構想)

第二十五条 都道府県又は指定都市(以下この節において「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源(技術、人材その他の地域に存在する産業資源をいう。次項において同じ。)を活用して行う事業環境の整備に関する構想(以下この節において「事業環境整備構想」という。)を作成することができる。

2 事業環境整備構想においては、第一号及び第二号に掲げる事項について定めるとともに、必要に応じて第三号に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項

二 新事業支援体制の整備に関し、新事業支援機関、次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互の提携又は連絡に関する事項

三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用に関する事項

3 都道府県は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

4 指定都市は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、関係道府県に協議しなければならない。

5 都道府県等は、事業環境整備構想を作成しようとするときは、国に対し、助言を求めることができる。

6 都道府県等は、事業環境整備構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県等が、第一項の規定により作成した事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、第三項から前項までの規定を準用する。

【趣旨】 本条は、第三条に定める基本方針に基づき、都道府県等が作成する地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関する構想(事業環境整備構想)の内容及び作成手続及び同構想に関する国と都道府県等との関係について定めるものである。

【解説】 本条は、旧新事業創出促進法第十八条の規定を実質的に承継した規定である。

(第1項) 旧テクノポリス法、旧頭脳立地法、旧地域ソフト法、旧新事業創出促進法等に基づく都道府県等の主体的な取組の結果、高度技術に立脚した企業や研究機関が相当程度集積した地域等が形成され、地域産業に対して、技術、人材、資金等の各支援事業を行う産業支援機関が設立されるなど、技術、人材、資金等の産業資源が各地域に蓄積されてきたことから、都道府県等が地域産業の自律的な発展を促進させるためには、地域産業資源を活用することが重要である。そこで、都道府県等は地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関する構想(事業環境整備構想)を、主務大臣が定める第三条の基本方針に基づき作成する。

地方分権の流れの中、地域の自律的発展を促す観点から、都道府県等の自主性・主体性を最大限発揮させるために、主務大臣が作成する基本方針は時代認識や施策の基本的方向性を記載するに止め、都道府県等自らが、事業環境整備構想を作成し、その事業環境整備構想に従って必要に応じて地域設定を行うことにしている。

その意味で、事業環境整備構想においては、都道府県等による地域経済産業政策に関する識見が問われることになり、責任ある事業環境整備構想の作成が必要となる。

(第2項) 本項は、事業環境整備構想の記載事項について定めた規定である。

事業環境整備構想においては、「地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項」と「新事業支援体制の整備に関する事項」について定めるとともに、必要に応じて「高度技術産学連携地域の活用に関する事

項」について定める。

各号の内容は、以下のとおり。

一 第一号

地域産業の自律的發展を促すためには、都道府県等がその地域特性を踏まえた上で、その創意工夫に基づいて地域の自主性、主体性を発揮し、他の地域と切磋琢磨し合いながら、地域産業資源を活用して事業環境の整備を行い、地域産業の内発的な發展を促進していくことが特に重要である。また、都道府県等が地域産業資源を活用する際には、各地域の發展ポテンシャルを最大限に発揮させるために、既存の地域産業資源を再評価し、各地域の強みや弱みを見極めた上で、今後の發展可能性の高い戦略分野を設定することや海外を含めた他の地域との広域的なネットワークを通じた相互補完によって地域産業の發展可能性を高めることが必要である。

二 第二号

第三条第二項第三号口(1)を参照。

三 第三号

第三条第二項第三号口(2)を参照。

本法では、旧新事業創出促進法のアラカルト方式を採用せず、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項及び新事業支援体制の整備に関する事項を必須記載事項とし、高度技術産学連携地域の活用に関する事項は選択的記載事項とする。これは、都道府県等が、地域産業資源を活用して事業環境を整備するに当たって最低限必要となるのはであり、は付加的に必要となるものであるからである。

(第3項) 地域経済産業の自律的發展のためには、都道府県が作成する事業環境整備構想について、関係市町村の実状及び意見を十分に踏まえたものである必要があることから、事業環境整備構想の作成段階から、その意見を反映させようとするものである。この場合の「関係市町村」とは、高度技術産学連携地域が存在する市町村の他に都道府県が必要と認める市町村を指し、その意見の反映方法は各都道府県に委ねられる。

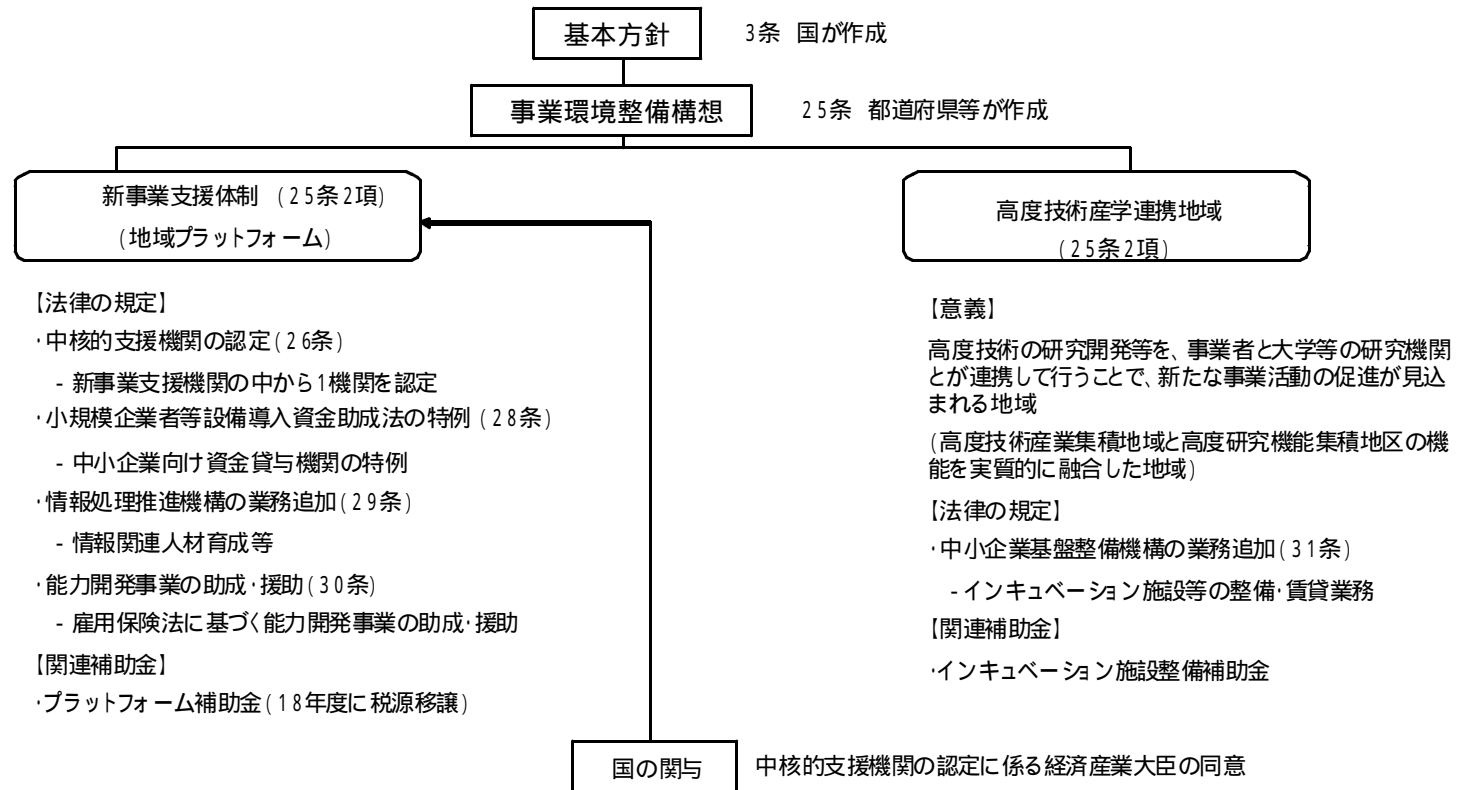
(第4項) 第三項と同趣旨であり、地域経済産業の自律的發展のためには、指定都市が作成する事業環境整備構想について、指定都市の自主性・主体性を尊重しつつ関係道府県の実状及び意見を十分に踏まえたものである必要があることから、事業環境整備構想の作成段階から、その意見を反映させようとするものである。この場合の「関係道府県」とは、指定都市が存在する道府県を指し、意見の反映方法は指定都市に委ねられる。

(第5項) 本項は、都道府県等が事業環境整備構想を作成する際に、国の関連施策のうち当該都道府県等が自ら実施しようとする事業、事業者等による実施を期待する事業等に関する技術的な助言を求めることができることを規定したものである。この助言は、非権力的な関与であり、法律に位置づけることで、国と都道府県等の関係を明確化するとともに、国と都道府県等のイコールパートナーシップに基づく協力体制を期待するものである。

(第6項) 本項は、事業環境整備構想を作成したときは、都道府県等は遅滞なく、これを公表しなければならない旨を規定したものである。

(第7項) 本項は、都道府県等が事業環境整備構想を変更又は廃止する場合の手續を規定したものである。

## 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第4章第3節の構成



(中核的支援機関の認定)

第二十六条 都道府県等は、当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行

う者であつて新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの(以下この節において「中核的支援機関」という。)を、その申請により、一を限つて認定することができる。

2 都道府県等は、前項の規定による認定をする際には、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 経済産業大臣は、中核的支援機関が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行つたため、基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有すること。

4 都道府県等は、第一項の規定による認定をしたときは、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表しなければならない。

5 中核的支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県等に届け出なければならない。

6 都道府県等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

【趣旨】 本条は、各地域における新事業支援体制の整備を推進する機関(中核的支援機関)の認定手続について定めるものである。

【解説】 本条は旧新事業創出促進法第十九条の規定を実質的に承継した規定である。

(第1項) 中核的支援機関とは、複数の新事業支援機関相互の連携強化及び統合を促進することによって新事業支援体制の整備を推進するとともに、新事業支援体制の中心的存在として支援事業を実施する機関である。

この場合の「中心的存在」とは、情報面、人材面、資金面、技術面等において様々な支援事業を行う他の新事業支援機関に関する総合的な情報提供をワンストップサービスで行うことができる潜在的な能力を有することをいう(基本方針第5・1・二)。

その要件として、施行令第十一条が定められている。

(参考) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第二百一号)

(中核的支援機関の支援事業)

第十一条 法第二十六条第一項の政令で定める支援事業は、次のとおりとする。

一 高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する調査研究を行い、及び新たな事業活動を行う者に対して必要な情報を提供すること。

二 新たな事業活動を行う者又はその従業員に対し、高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する研修又は指導を行うこと。

三 新たな事業活動を行う者に対し、高度技術の研究開発若しくはその成果の活用のために必要な資金に係る債務の保証又は当該資金の貸付け若しくはそのあっせんを行うこと。

四 高度技術の研究開発及びその成果を活用した新たな事業活動を行う者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能するためには、情報面、人材面、資金面、技術面等の支援機能を有することが必要であり、施行令第十一条各号の趣旨は、以下のとおりである。

一 第一号

高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用のために必要な市場や技術等に関する調査研究を行い、その結果を情報提供するような情報面に関する支援機能を有すること。

二 第二号

新たな事業活動を行う経営者や従業員に対して、高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用のために必要な研修指導のような人材面に関する支援機能を有すること。

三 第三号

高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用のために必要な資金を金融機関から借り入れる際の債務保証、当該資金の貸し付け、当該資金を調達するために金融機関をあつせんするなど資金面に関する支援機能を有すること。

四 第四号

高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用を行う事業者に対して、技術開発を目的とした助成金を交付するなど技術面に関する支援機能を有すること。

中核的支援機関は、各都道府県等の新事業支援機関の中から、各地域の実状に鑑みて、新事業支援体制の中心として最も適切かつ確実に機能すると考えられる機関が選ばれることになるため、中核的支援機関は、各都道府県等によって、公益財団法人であったり、株式会社であったりと地域の実態に見合った様々な形態が想定される（なお、旧新事業創出促進法に基づく五十八の中核的支援機関は、すべて公益財団法人である。）。

（第2項） 中核的支援機関は、各都道府県等が各地域の実状に応じて認定することになるが、新事業支援体制の整備を促進するために、中核的支援機関に対して国からの財政等の支援措置が講じられるため、かかる支援措置を行うことが適切な対象であるか否かを国が判断するために、都道府県等は中核的支援機関の認定をする際には、経済産業大臣に協議して、その同意を得なければならない。

中核的支援機関の認定までの手続きは、以下のとおりとなる。

新事業支援機関（施行令第十一条の四要件を充たすことが必要）が都道府県等に申請

都道府県等が経済産業大臣に協議

経済産業大臣が都道府県等に同意（施行令第十一条の四要件及び法第二十六条第三項の要件を充たすことが必要）

都道府県等が中核的支援機関を認定

（第3項） 経済産業大臣が同意する際の基準を定めたものである。

一 第一号

基本方針第5・1・2の趣旨に適合していることが必要である。

二 第二号

新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能していくためには、健全な財務的な基盤が必要である。支援事業を継続的に実施していくためには、基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有することが必要である。

（第4項）（第6項） 中核的支援機関は、新事業支援機関の中心としてワンストップサービスを実施することになるが、そのためには、その存在を各都道府県等内外に対して広く周知する必要があるため、中核的支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公表することが必要不可欠である。そのため、住所等の変更があった場合には、中核的支援機関は、都道府県等に届け出るとともに、都道府県等は当該届出を公表しなければならない。

(認定中核的支援機関の業務等)

- 第二十七条** 前条第二項の規定による同意を得た同条第一項の認定に係る中核的支援機関(以下この節において「認定中核的支援機関」という。)は、その支援事業を適切かつ確実に実施しなければならない。
- 2 都道府県等は、認定中核的支援機関が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。
- 3 都道府県等は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

【趣旨】 経済産業大臣の同意を受けて都道府県等から認定を受けた中核的支援機関(認定中核的支援機関)は、新事業支援体制の中心として適切かつ確実にその支援事業を実施しなければならないという義務について定めたものである。

【解説】 本条は旧新事業創出促進法第二十条の規定を実質的に承継した規定である。

(第1項) 経済産業大臣からの同意を受けて都道府県等から認定を受けた中核的支援機関(認定中核的支援機関)は、新事業支援体制の中心として適切かつ確実にその支援事業を実施しなければならない。

(第2項) 認定中核的支援機関が第一項の義務を遵守していない場合には、都道府県等は、その程度に応じて、事業の改善に関する命令、中核的支援機関の認定の取消し等の必要な措置をとることができる。

(第3項) 認定中核的支援機関は都道府県等内外に広く公表されているため、中核的支援機関の認定を取り消した場合には、速やかにその旨を公表しなければならない。

(小規模企業者等設備導入資金助成法に関する特例)

**第二十八条** 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第四項に規定する貸与機関が、認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合における同法第十四条の規定の適用については、同条第一号中「全額」とあるのは、「二分の一以上」とする。

【趣旨】 中核的支援機関が小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき設備貸与事業等を実施する場合、同法第十四条第一号の要件を緩和することについて定めたものである。

【解説】 本条は旧新事業創出促進法第二十一条の規定を実質的に承継した規定である。

- 一 小規模企業者等設備導入資金助成法第十四条第一号の趣旨 「その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。」

貸与機関は中小企業に対する設備貸与事業という国及び地方公共団体の施策をいわば代行する公共的な性格を有するものであり、その設備貸与事業を施策目的に沿って適切かつ円滑に行わせる必要があることから、貸与機関について適合基準を定める必要があり、この適合基準を定めたのが第十四条であって、第一号は、貸与機関の公正な運営を確保するために定められている。

二 貸与機関の要件

小規模企業者等設備導入資金助成法第十四条第一号の要件を満たさない中核的支援機関が特例的に貸与機関として機能するためには、貸与機関の制度趣旨(一参照)を満たす必要がある。この点については、国(経済産業

大臣)の同意を経て、地方公共団体(都道府県等)が認定した中核的支援機関(認定中核的支援機関)であつて、かつ、その機関が地方公共団体から二分の一以上の出資を受けていれば、制度趣旨を充たすものといえる。

そこで、中核的支援機関が特例的に貸与機関として機能するための要件を整理すると、以下のとおりとなる。

国(経済産業大臣)の同意と地方公共団体(都道府県等)の認定を受けた認定中核的支援機関であること。

地方自治体の出資割合が二分の一以上であること。

このうち、の要件については法第二十六条において確保されることから、の要件を充たせば小規模企業者等設備導入資金助成法第十四条第一号の要件緩和が可能となる。

#### (独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

**第二十九条** 独立行政法人情報処理推進機構(以下この節において「情報処理推進機構」という。)は、新たな事業活動を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下この条において「情報処理促進法」という。)(第一条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。))に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラム(情報処理促進法第二条第二項に規定するプログラムをいう。)の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの(以下この節において「情報関連人材育成事業」という。))を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務

イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材を提供すること。

ロ 情報関連人材育成事業の実施に関し、指導及び助言を行うこと。

二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関し必要な調査を行い、及びその成果を普及すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項第一号イに掲げる業務(以下「教材開発業務」という。))に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは「、前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条(同条第一号の場合及び同条第二号の場合)(同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。))に係るものに限る。))並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項に規定する業務(以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。))に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣)とし、独立行政法人通則法第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令(情報関連人

材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令」とする。

【趣旨】新たな事業活動の促進のため、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が行う業務について規定するとともに、同機構が当該業務を行う場合の情報処理の促進に関する法律の特例を定めたもの。

【解説】

（第1項） IPAは、情報処理の促進に関する法律（以下「情報処理促進法」という。）に規定される業務の他、旧新事業創出促進法に基づき、情報技術を活用した新たなビジネスの創出やビジネスプロセスの高度化という観点から、高度な能力を持った情報関連人材は我が国経済の活力増進のための「新事業の創出」に大きく寄与するものと考え、情報関連人材育成事業に関する教材の提供等の業務を行ってきた。

情報関連人材の育成により「新事業活動の促進」が進められてきているという現状を踏まえ、引き続き、本法においても新事業支援機関が行う情報関連人材育成事業に対し、IPAが教材提供等を行うこととしたもの。

なお、情報関連人材育成事業の具体的内容については、一般の専門学校、民間の研修事業者等との業務の競合関係に配慮の上、IPAの支援が必要であるものを厚生労働省・経済産業省の共同省令により定めている。この省令で定められた情報関連人材育成事業は、現在情報処理促進法に基づき実施されている情報処理技術者試験のうち、レベルの高いものの内容に相当する。

（参考）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令（平成十七年厚生労働省・経済産業省令第一号）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項第一号に規定する情報関連人材育成事業は、次の各号に掲げる知識及び技能の向上を図るための事業とする。

- 一 情報処理システム（情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。）を目的として複数の要素が組み合わせられた体系をいう。以下同じ。）の開発に必要な共通的知识（基礎的知識を除く。）及び技能（基礎的技術を除く。）
- 二 情報処理システムの企画、設計、開発、運用及び評価に必要な専門的知識及び技能
- 三 エンベデッドシステムの開発に必要な専門的知識及び技能
- 四 情報処理システムの活用に必要な専門的知識及び技能
- 五 その他前各号の内容に準ずる専門的知識及び技能

一 第一号 情報関連人材育成事業に必要な教材開発及び事業を実施する機関に対する指導・助言

イ IPAは情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対し、事業を効率的に実施するためのコンピュータ支援教育（CAI = Computer Aided Instruction）、テキスト等からなる教材を開発する。開発した教材は、適切な対価で情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に提供することとしている。

上記の新規事業支援機関以外であっても、情報関連人材の育成を実施する者に対しては、適切な対価をとって広く提供する予定である。

ロ IPAは情報処理の振興を図るための汎用プログラム開発、情報関連人材育成用教材の開発といった業務を行っており、事業に必要な技術面、人材育成面に係る多くの知見を有している。このため、IPAは情報関連



人材育成事業を行う新事業支援機関が事業計画の立案を行う際に、当該計画の内容が適当なものであるか否かを指導するとともに、設備の規模や研修内容、事業の採算性等についての助言を行う。

## 二 第二号 情報関連人材育成事業に関する調査等の実務

情報関連人材育成事業の円滑な実施のためには、その事業が地域の抱える課題に的確に応えるものであるとともに、地域の実情に即したものであることが必要である。このため、IPAでは地域における情報関連人材の技術レベルと数の変化、高度な情報関連技術の定着度等を定期的に調査し、情報関連人材育成事業の効果の把握や後のあるべき方向性を探り、事業の実効性を高めることとしている。

これらの調査結果は地方自治体や関係団体を通じて広報するほか、新事業支援機関に対する指導・助言等に反映される。

## 三 第三号 附帯業務

第一号、第二号の業務を実施するために必要な業務の実施規定である。教材開発のためのモニターテスト等がこれに当たる。

(第2項) 本条項は、IPAが資本金を増加し、それを充当できる業務を規定しているもの。

また、出資があつた場合の出資者原簿及びIPAの解散時における残余財産の分配に関する規定を整備するもの。

(第3項) 第一項の規定により、IPAが情報関連人材育成推進業務を行う場合の情報処理促進法及び独立行政法人通則法の特例を定めたもの。

本項による読み替え等により、IPAの行う業務のうち情報関連人材育成推進業務に関しては、情報処理促進法の規定にかかわらず、厚生労働大臣と経済産業大臣の共管となり、省令も両省の共同省令となる。

### (情報処理推進機構及び新事業支援機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)

**第三十条** 政府は、情報処理の業務に従事する労働者の能力の開発及び向上を図るため、情報処理推進機構(前条第一項に規定する業務を行う場合に限る。)及び情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

【趣旨】 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する助成及び援助について規定したものの。

【解説】 政府は、情報処理の業務に従事する労働者に関し、情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して雇用保険法の能力開発事業として必要な助成及び援助を行うことができることを定めたもの。

### (中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務)

**第三十一条** 中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域(以下「特定高度技術産学連携地域」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定高度技術産学連携地域において、工場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において「工場」という。)、事業場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)(又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行うこと)。

二 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者に利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は当該出資を受けて事業を行う者の委託を受けてその施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこと。

2 中小企業基盤整備機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定高度技術産学連携地域における工場若しくは事業場、当該工場若しくは当該事業場と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場若しくは当該事業場の利用者のために供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理

二 前号に掲げる業務に関連する技術的援助

【趣旨】本条は、本法に基づく特定高度技術産学連携地域における独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下単に「中小企業基盤整備機構」という。）の業務に関し定めたものである。

【解説】

（第1項）

一 第一号  
 特定高度技術産学連携地域（都道府県等が作成する事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域）において、中小企業基盤整備機構が自ら整備する工場又は事業場（以下「工場等」という。）とは、新たな事業活動を行うおとするベンチャー企業等が高度技術に関する研究開発及び研究成果を活用した事業化を行う際の受け皿となるような工場等をいう。

中小企業基盤整備機構は、整備された工場等を管理するとともに、事業者に賃貸するほか、事業者のニーズ等に応じてこれらの譲渡を行う。

当該事業については、大学等の研究機関と事業者との相互の交流、連携が活発に行われることを主眼とした高度技術産学連携地域において実施することから、工場等に入居する事業者による「創業」、「経営革新」及び「異分野連携新事業分野開拓」が行われやすい環境において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業が行われることが期待される。

なお、「当該工場若しくは当該事業場の利用者のために供する施設」とは、工場等に入居する企業の利便を図る施設を含んでおり、教育・文化・福祉施設、医療厚生施設、官公庁施設、購買施設、展示場及び会議場等を一体的に整備することが、工場等としての機能を高め、高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進させるものと考えられるため、中小企業基盤整備機構が工場等の整備と併せて、これらの利便施設の整備を必要に応じて行うこととする。

二 第二号

「高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者に利用させるための施設」とは、立ち上がり期において資金調達が不足するベンチャー企業に対して低廉な賃料で事業スペースを提供することにより、ベンチャー企業が試作開発、実証実験及び小規模生産等の事業に取り組むことを容易にするための施設をいう。

中小企業基盤整備機構は、本格的な事業段階に至らない初期段階の新たな事業展開を促進するための施設の重要性に鑑み、これらの施設の整備並びに賃貸及び管理を行う第三セクター等に対して出資を行い、又は当該第三

セクターからの委託を受けて、これらの施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこととする。

(第2項)

本条の受託業務規定は、中小企業基盤整備機構の有する施設整備等に関する技術的能力、ノウハウ等を、本来業務に支障のない範囲内で民間、地方公共団体等に対して広く提供できるようにすることを目的としたものであり、この規定により、高度技術に関する研究開発及びその企業化がより効果的・効率的に図られることとなり、本法の目的の達成に資することとなる。

一 第一号

「併せて整備されるべき公共の用に供する施設」とは、工場等の整備と併せて整備する必要がある公共施設であり、例えば道路、公園、下水道、緑地、広場等が含まれる。

なお、「利用者の利便に供する施設」とは、前述のとおりである。

二 第二号

「技術的援助」の具体的な例としては、

工事管理等の技術指導

設計書の作成、事業施行計画の策定又はこれらに関するアドバイス

技術企画等に関する人材の養成、訓練等

地方公共団体等の作成する各種計画の指導、援助

等があげられる。

#### 第四節 雑則

##### (中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進)

**第三十二条** 国は、この章に定める措置のほか、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

【趣旨】 本法律は、第二章及び第三章において、中小企業の新たな事業活動の促進のための措置を講ずるとともに、第四章第一節から第三節までにおいて、そのための基盤整備に関する規定を設けているが、本条は、第一節から第三節までに直接規定する基盤整備に加え、人材の育成や知的財産の保護その他の基盤整備について、国が必要な施策を行うことにより推進することを規定した訓示規定である。

【解説】 第四章においては、中小企業の経営基盤の強化及び地域における総合的な支援体制の構築といった事業活動全般に関わる支援制度に加え、中小企業の重要な経営資源である技術及び設備に着目し、これらについての特別の支援措置として中小企業技術革新制度及びインキュベーション施設の整備に関する制度を規定している。

経営資源の確保は、中小企業が新たな事業活動を実施するに当たり不可欠の要件であり、経営資源には、上記のとおり本法律に直接規定されるものに加え、人材や知的財産権を始めとして様々なものが存在し、広くその確保を図っていく必要がある。よって本法律の目的である中小企業の新たな事業活動の促進を適切に図っていくためには、法律に直接規定されている支援策のみならず、これらの経営資源の確保のための措置を併せて広く整備し、国として新たな事業活動を促進に向けた総合的な基盤整備を進めていく必要がある。本訓示規定はこのことを確認的に規定するとともに、国に対して積極的に施策を講ずることを求めるものである。

具体的には、人材の育成については、人材投資促進税制による税額控除（中小企業に対する特例措置あり。）が平成十七年度より導入されたほか、中小企業庁の施策においても創業塾及び第二創業塾制度を大幅に拡充し、創業等及び新事業活動を担う人材の育成を積極的に図っていく予定である。また知的財産の適切な保護に向けては、従来より改正前の中小企業経営革新支援法や廃止された中小企業の創造的事業活動に関する臨時措置法の計画承認を受けた事業者等に関する特許料の減免措置を講じてきたところ（産業技術力強化法施行令第六条）であり、本法律において新たに規定される異分野連携新事業分野開拓の計画認定を受けた事業者についても、その対象としている。また、中小企業庁の施策においては、中小企業の実用化研究開発や事業化を一貫して支援する補助金である「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業」（通称「スタートアップ支援事業」）において、国内外の特許取得関連費用を補助対象費目とすることで、知的財産取得に対する支援を行っている。